(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)において使用する用語の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体の参画の下で地域の支え合い体制づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域の中で生活することに対し効果的かつ効率的な支援等が受けられる地域づくりを行うことを目的とする。

(事業の構成)

- 第4条 総合事業の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)
 - ア 訪問型サービス(第1号訪問事業)
 - (ア) 訪問介護相当サービス
 - (イ) 訪問型サービスA(緩和した基準)
 - (ウ) 訪問型サービスB(住民主体による支援)
 - イ 通所型サービス (第1号通所事業)
 - (ア) 通所介護相当サービス
 - (イ) 通所型サービスA (緩和した基準)
 - (ウ) 通所型サービスB (住民主体による支援)
 - (エ) 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
 - ウ その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

- (ア) 配食サービス
- (イ) 高齢者見守り訪問事業
- エ 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)
- (2) 一般介護予防事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - 工 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

- 第5条 第1号事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 居宅要支援被保険者
 - (2) 省令第140条の62の4第2号に規定する者(以下「事業対象者」 という。)
- 2 一般介護予防事業の対象者は、全ての第1号被保険者とする。 (事業の実施方法)
- 第6条 総合事業は、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により 実施できるものとする。
 - (1) 指定事業者による実施
 - (2) 法第115条の47第4項に規定する委託
 - (3) 省令第140条の62の3第1項第2号に規定する補助 (第1号事業に要する費用の額)
- 第7条 第1号事業のうち訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービス及び通所型サービスAに要する費用の額は、別表第1に定める単位数に次項に規定するサービス区分の1単位の単価に乗じて算定するものとする。
- 2 前項に定めるサービス区分の1単位の単価は、それぞれ次に掲げる額と する。
 - (1) 訪問介護相当サービス 10.42円
 - (2) 訪問型サービスA 10.42円

- (3) 通所介護相当サービス 10.27円
- (4) 通所型サービスA 10.27円
- 3 費用の額を算定した場合、その額に1円未満の端数があるときは、その 端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費の額)

第8条 第1号事業支給費の額は、前条の規定により算出した額の100分の90(サービス事業の利用者が第1号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合にあっては、100分の80)に相当する額とする。

(第1号事業支給費の支給限度額)

- 第9条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額とする。ただし、居宅支援被保険者が予防給付を利用している場合は、第1号事業支給費及び予防給付費の支給限度額を一体的に算定するものとする。
- 2 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。
- 3 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険 者等に係る第1号事業支給費における前2項の規定の適用については、こ れらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。 (第1号事業支給費に係る審査及び支払)
- 第10条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、 愛知県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

- 第11条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護 予防サービス費相当事業を行う。
- 2 高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費 相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び

法第61条の2の規定を準用する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

	事業構成	対象者	単位数
訪問介護	(1)訪問型サービス I	要支援1・2	週1回程度の利用
相当サー		事業対象者	1, 168単位(1月につき)
ビス	(2) 訪問型サービスⅡ	要支援1・2	週2回程度の利用
(現行相		事業対象者	2, 335単位(1月につき)
当)	(3) 訪問型サービスⅢ	要支援2	週2回を超える程度の利用
			3, 704単位(1月につき)
	(4) 初回加算	要支援1・2	200単位 (1月につき)
	(5) 生活機能向上連携加算	事業対象者	100単位 (1月につき)
	(6) 介護職員処遇改善加算		
	ア 介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数の86/1000
	イ 介護職員処遇改善加算 (II)		所定単位数の48/1000
	ウ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)		(2)で算定した単位数の
			90/100
	工 介護職員処遇改善加算 (IV)		(2)で算定した単位数の
			80/100

- 注1 (1) から (3) までについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注2 (1)から(3)までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。
- 注3 (6) について、所定単位は(1) から(5) までにより算定した単位数の合計
- 注4 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

訪問型サ	(1) 訪問型サービス I	要支援1・2	週1回程度の利用
ービスA		事業対象者	934単位 (1月につき)
(緩和し	(2) 訪問型サービスⅡ	要支援1・2	週2回程度の利用
た基準)		事業対象者	1,868単位(1月につき)
	(3) 訪問型サービスⅢ	要支援2	週2回を超える程度の利用
			2, 963単位(1月につき)
	(4) 初回加算	要支援1・2	160単位(1月につき)
	(5) 生活機能向上連携加算	事業対象者	80単位(1月につき)
	(6)介護職員処遇改善加算		
	ア 介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の86/1000
	イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の48/1000
	ウ 介護職員処遇改善加算(III)		(2)で算定した単位数の
			90/100
	工 介護職員処遇改善加算 (IV)		(2)で算定した単位数の

			80/100				
注1 (1) から(3) までについて、事	業所と同一建	物の利用者又はこれ以外の				
同一建	物の利用者20人以上にサービスを	行う場合は、同	所定単位数に90/100を乗じ				
る。							
注2 (6)							
注3 介護	職員処遇改善加算は、支給限度額管理	門の対象外の算法	三項目である。				
通所介護	(1) 通所型サービス 1	要支援1	週1回程度の利用				
相当サー			1,647単位(1月につき)				
ビス	(2) 通所型サービス 2	要支援2	週2回程度の利用				
(現行相			3,377単位(1月につき)				
当)	(3) 生活機能向上グループ活	要支援1・2	100単位 (1月につき)				
	動加算						
	(4)運動器機能向上加算		225単位(1月につき)				
	(5) 栄養改善加算		150単位(1月につき)				
	(6)口腔機能向上加算		150単位(1月につき)				
	(7) 事業所評価加算		120単位(1月につき)				
	(8) サービス提供体制強化加算						
	ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ						
	(ア) 要支援1	要支援1	72単位(1月につき)				
	(イ)要支援2	要支援2	144単位 (1月につき)				
	イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ						
	(ア) 要支援1	要支援1	48単位(1月につき)				
	(イ) 要支援2	要支援2	96単位(1月につき)				
	ウ サービス提供体制強化加算	(II)					
	(ア) 要支援1	要支援1	24単位(1月につき)				
	(イ) 要支援2	要支援2	48単位(1月につき)				
	(9) 介護職員処遇改善加算						
	ア 介護職員処遇改善加算 (I)	要支援1・2	所定単位数の40/1000				
	イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の22/1000				
	ウ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)		(2)で算定した単位数の				
			90/100				
	工 介護職員処遇改善加算 (IV)		(2)で算定した単位数の				
			80/100				

- 注1 (1) と (2) について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数 に70/100を乗じる。
- 注 2 (1) と (2) について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に 70/100 を乗じる。
- 注3 (1) と(2) について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に 1月につき240単位を足す。
- 注4 (1) と(2) について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。
 - (1) 376単位
 - (2) 752単位
- 注5 (9) について、所定単位は(1) から(8) までによる算定した単位数の合計
- 注6 サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

通所型サ	(1) 通所型サービス 1	要支援1・2	週1回程度の利用
ービスA		事業対象者	1,317単位(1月につき)
(緩和し	(2) 通所型サービス 2	要支援2	週2回程度の利用
た基準)			2, 701単位(1月につき)
	(3) 生活機能向上グループ活動	要支援1・2	80単位(1月につき)
	加算	事業対象者	
	(4) 運動器機能向上加算		180単位 (1月につき)
	(5) 栄養改善加算		120単位 (1月につき)
	(6)口腔機能向上加算		120単位 (1月につき)
	(7) 事業所評価加算		96単位 (1月につき)
	(8) 介護職員処遇改善加算		
	ア 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	要支援1・2	所定単位数の40/1000
	イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者	所定単位数の22/1000
	ウ 介護職員処遇改善加算(III)		(2)で算定した単位数の
			90/100
	工 介護職員処遇改善加算 (IV)		(2)で算定した単位数の
			80/100

- 注1 (1) と (2) について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数 に70/100を乗じる。
- 注2 (1) と(2) について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に 70/100 を乗じる。
- 注3 (1) と(2) について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に 1月につき192単位を足す。

- 注4 (1) と(2) について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。
 - (1) 300単位
 - (2) 601単位
- 注5 (8) について、所定単位は(1)から(7)までによる算定した単位数の合計
- 注6 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。